

令和7年度 第2回成田市公民館運営審議会 会議概要

1. 開催日時

令和7年8月26日（火） 午前10時から11時30分まで

2. 開催場所

成田市花崎町760番地

成田市役所 議会棟3階 執行部控室

3. 出席者

（委員）

高木麻由子会長、佐々木英夫委員、山谷友美委員、天野義夫委員、
重廣悦子委員、多田初枝委員、長澤成次委員

（事務局）

日暮教育長、松島教育部長、藤崎教育部参事、菅井公民館長、
池淵事業係長、青野管理係長、成田副主査、山内主事
平野財政課長、安西財政課長補佐、越川財政係長

4. 議事

- （1） 公民館使用料の見直しについて
- （2） 令和7年度公民館主催事業の進捗状況について
- （3） 令和7年度公民館主要工事等の進捗状況について
- （4） 第43回成田市公民館まつりの開催について
- （5） その他

5. 議事（要旨）

【議事（1）について】

要旨：事務局から公民館使用料の見直しについて説明を行った。その後、
次のとおり質疑応答を行った。

（長澤委員）

使用料手数料の見直しが見送られ、大変感謝している。事務局から3年後
に使用料の見直しを行うことや、適切な時期に実施するという報告を受けた
が、適切な時期とはどのような意味で捉えているのかの2点を確認したい。

（事務局）

定期的な見直しというのは時代の流れとともに必要であり、３年後に使用料・手数料の見直しを行うことに関しては、３年を目途に定期的に進めていくことを基本方針に定めている。手数料に関しては今回見直しを行い、使用料に関しては見送る形になるが、今後３年間は何かしないということではなく、市としては引き続き検討していきたい。適切な時期に実施することについては、皆様のご理解が得られるような形の仕組みが作られれば、３年後に限らず、もう少し早い段階で報告や相談させていただく可能性もある。

（長澤委員）

今後の見直しの結果、公民館の有料化も出てくる可能性もあるという理解でよいか。

（事務局）

今回の見送りによって、これまでの検討結果がなくなることではない。引き続き協議していく中で、受益者負担の考え方や公平性の確保は、いつの時代にあっても必要不可欠であり、公民館運営審議会のご意見をいただいた中、色々な課題があるということは認識しており、私達も大きな機会を提供いただいたとは思っている。

市や施設を良くしたいという気持ちは私達も同じ考えであるため、有料化し、施設それぞれのサービスの充実や、これから使う方々の負担にならないよう、一定のルールに基づいて料金を設定する、あるいは減免基準を統一するという考えを、今後も持って検討を続けていきたい。今回の見送りで、減免基準の統一化の議論が全く無くなったとは思ってはいないが、今後協議する中で納得いく形で結論が出れば、提案していきたいと考えている。

（佐々木委員）

使用料を上げるというのは財政が厳しいからか。

（事務局）

現在の成田市の財政状況は、財政力からしても、成田空港があり、全国有数の財政基盤を持っているので、財政運営上の問題は生じていない。

（佐々木委員）

もう一点、使用料について、成田市の施設というのは公民館だけではなく、スポーツ施設並びに文化センターなどがあると思うが、全ての施設の使用料を考えていきたいと思いますということによいか。

(事務局)

基本方針の中では、公民館は社会教育施設であり、一定の配慮をするという形での基本方針ではあるが、減免基準の考え方は、施設毎に異なっているので、全ての施設の使用料をもう一度考えていきたいと思いますということである。

(山谷委員)

財政課の方の使用料の見直しという話も分かるが、この物価の動向などを見ていると、やはり物価が上がっていくから使用料を上げるという考えなのか。

(事務局)

昨今の物価の上昇傾向を見ると、そのような印象を受けるかと思われるが、使用料・手数料の見直しに関しては、それ以前から課題となっていました。物価上昇の度合いに関わらず、時代時代に合った適正な料金設定というのが必要であり、やはり自治体経営という中であって、適正な料金設定は、物価上昇に関わらず、常に定期的な見直しが必要であると考えている。

(山谷委員)

社会教育の礎として公民館が無料施設としてあって欲しいと思う。物価が上昇すると、文化芸術はどんどんお金が割けなくなっていくと思う。

(事務局)

物価が上がるということはもちろん、施設を利用される方の負担が増えると思うし、ただその一方で、施設自体の維持管理費というのも物価が上がれば上がってくるというところで、難しい問題ではあると思うが、市としては受益者負担適正化と公平性の確保は必要不可欠であると考えている。いずれにしても、市民の皆様の中で、施設を利用される方、されない方の納得のいく形で、これからも協議させていただきたい。

(重廣委員)

3年後に受益者負担の適正化ということで、今回のように減免基準の見直しを行うという形で出されてはとても困るので、公民館主催事業みたいな形で、もっとたくさんの人からの意見を得たらどうかと思う。

(事務局)

今回の手数料見直しの関係については、9月議会に提案を予定している。既にホームページや行政回覧等でこれまでの結果を、公民館運営審議会議の皆様にご意見をいただいた点も含めて、公開している。また、過去に行った第三者委員会議事録などについても、公開すべきではないかというご意見をいただいたことから、公開している。引き続きホームページや行政回覧などについて、今回の手数料の見直しに関しても広く周知をさせていただくとともに、今後も使用料に関しての検討の進展等があれば、その都度ホームページ等で、最新の情報をお知らせし、丁寧に使用料・手数料の見直しを進めさせていただきたいと考えている。

(天野委員)

今回は、3年後に検討する考えだと思うが、配慮してもらいたいのは、受益者は利用者だという点である。公民館登録サークルの利用者は皆さん公民館を使って活動し、発表する場合は公民館まつりになる。受益者は利用者になるが、発表の場も公民館まつりしかない人たちもいる。受益者は公民館で活動している人たちだけでなく、公民館まつりなどに訪れる市民全体なのではないかということも、3年後の見直しでは考えてもらいたい。

(多田委員)

受益者負担って大変難しい問題だと思います。民間施設をお金払って利用している人もたくさんいると思う。私達も公民館をよく使わせていただいているので、無料であればそれに越したことはないとは常に思うが、そうではない利用しない人や民間施設を利用する人たちとの公平性の観点も大切かと思う。

(長澤委員)

先程、財政課長が協議と言われことはとても大事な言葉だと思う。教育委員会は、一般行政から独立した行政委員会である。地方教育行政法の第29条には、市長が教育に関する議案を議会に出すときには、教育委員会に意見を聞かなければならない意見聴取義務がある。今回の件は、一つ検証しなければいけないと思っている。公民館に関わる使用料の問題については、公民館に関わることなので、公民館運営審議会でも議論する大事なマターだと思う。首長部局から独立した行政まさに社会教育機関であることから、やはり一番大事にすべき議論は、公民館運営審議会だと思う。教育委員会に助言する機

関として社会教育委員会議もある。その公運審での議論をもとに、社会教育委員会議に意見を求めて、あるいは社会教育委員会議としての独自の意見をまとめてということもあるけれども、それが教育委員会に助言する。そういうプロセスを踏まえた上で、色々な問題に対して教育委員会がまさに法に基づいた協議のプロセスというのがすごく大事だと思う。私は、仕事柄全国の社会教育のいろんな状況を見る機会があるが、今回、財政課の方とも本当に課長さんといろいろ意見を直接交わすことができ、すごく勉強になったというか良い体験をさせてもらったなと思っている。でも基本はもちろん自立した教育機関として公民館運営審議会としてやっていくことが一番と思う。その協議のプロセスを独立した委員会である教育委員会の意見が大事だという公的な仕組みであることから、そこをきちんとして欲しいなという意見である。

(高木委員)

本来議長は発言をすべきではないかと思うが、今回ホームページで経緯を公表していただいたのを拝見した。とても丁寧に、細かい報告に感謝している。今回、公表していただいて、後にこのように減免基準の見直しの実施を立ち止まっていた。3年後と一応あったが、また考え直していただけたということにとても感謝している。またその間に私達がまたできることをこれから審議していきたいと思うし、全ての施設の中での公民館ではなく、社会教育施設の公民館として、また考えていけたらいいかなとも思っている。

【議事（2）について】

要旨：令和7年度公民館主催事業の進捗状況について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

(佐々木委員)

今年度は47事業となり、新規事業を立ち上げることは大変だったと思うが、事業の講師への謝礼を支払ったり、参加費として、例えば料理教室の食材費は取ったりするのか。また、講師の派遣料はどこで払うのか。

(事務局)

公民館主催事業の講師の謝礼には、基準を定めており概ね講師の方は1万円程度となっている。

(佐々木委員)

講師を探すことは大変か。

(事務局)

基本的には現在サークル活動を行っている講師の先生への依頼が一番良いと考えている。新規事業の実用書道につきましても、中央公民館で活動いただいているサークルの先生の方に講師を依頼させていただいた。

今年度の事業では、籐かご作り教室を昨年度やらせていただいて今年度2回目ということで、昨年度も好評だったので、継続したいということがあったが、講師の体調などもあり継続は困難だった。そのため、基本的には同じサークルで似たようなことをされている方で探したかったが、成田市内では見つからず、近隣市で教えていらっしゃる方に依頼した講座もあった。

(佐々木委員)

講師は市内で見つけなければならないのか。

(事務局)

市内で活動を盛り上げていただきたいという希望がある。

(山谷委員)

9事業、831人増加は、とても凄いことだと思う。不登校の子の居場所について問題になっているかと思うが、ふれあいルーム21のような不登校支援をされている施設の方々を講師として、継続して話ができる場を公民館として設けて、そこへ子どもも来ることができると良いと思う。

(事務局)

自主事業で不登校の生徒さんたちの居場所作りを行うことに関しましては、目途がつかないところだが、公民館自体を使っただく機会はあると思うので、お問い合わせなどある際には積極的に案内したいと考えている。

先程の佐々木委員からのご質問の件で、回答の内容に失念した部分があったので回答する。例えば、料理教室などの講座につきましては、基本的に材料費の徴収を成田市では行っており、夏休みの講座では、企業のご協力を得て無料で参加できる講座も設けている。

(多田委員)

昨年度実績を拝見して、応募総数については、中央公民館が多いのかと思っていたが、豊住や久住などで実施している講座についても、定員を上回る

応募総数があったように思う。地域の公民館の活性化のため、ぜひ地区公民館での講座開催を検討いただきたいと思います。

（事務局）

地区公民館での主催講座の開催については、大栄公民館で「苔玉作り教室」を昨年度に引き続き今年度も実施した。地区公民館は、会場のスペースが広く確保できることや駐車場の問題が生じにくいことから、今後も地区館の利用率の向上を視野に入れ、さまざまな観点から講座の開催を進めていきたいと考えている。

（山谷委員）

主催講座については、中央公民館の職員が全て企画している理解で良いか。学ばせていただく中で、中央公民館のように正規職員を配置している館が一つでも増えると良いなと思う。人も時間も必要なことだと思いますが公民館活動が活発になるためには、その仕組みも変わっていくと良いなと思う。

（事務局）

人員配置につきましては、各館毎に正規職員がいれば、地域課題を知ることができ、講座の充実も図れるかと考えている。しかし、人員配置に係る部分になるため、増員は困難な状況である。地区館にも会計年度任用職員が配置されているので、事務連絡という形で週に1・2回は地区公民館に職員が連絡に伺う際、情報収集なども行い地区館の情報になるべく公民館全体に取り入れていきたいと考えている。

（長澤委員）

山谷委員の発言と関連して、13館のニュースを見たり、公民館だよりを見たりして、成田市の公民館は本当に頑張ってるなと思う率直な印象を受けた。13館それぞれの地域に根差した活動を展開していく上で、会計年度任用職員の方が配置されているが館長はいません。社会教育法第27条は、公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができるということで、館長必置制となっている。会計年度任用職員の方、皆さんも大変頑張ってらっしゃいますが、社会教育法に照らし合わせ13館の公民館に正規の選任は難しいかとは思いますが、非常勤館長を配置するなどの良いアイデアを事務局としても考えてもらいたい。大変だとは思いますが、地域の方を非常勤の館長として配置するなど、社会教育法に従う意味でも13館に館長を配置することはとても大事なのかと思う。

(事務局)

中央公民館の館長が他 1 2 館の館長も兼務となっている。

【議事（3）について】

要旨：事務局から令和 7 年度公民館主要工事等の進捗状況について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

(重廣委員)

前回お願いした中央公民館のステージ正面の補修は終わっているか。

(事務局)

前回ご意見いただいた中央公民館講堂のステージの壁については、小さい穴や傷、汚れがあることを確認している。市内には 1 3 館の公民館があるため、空調機器など故障した部分を優先的に修繕している。壁の補修については、今後検討していく。

(重廣委員)

公民館まつりまでには間に合いますか。

(事務局)

公民館まつりまでに対応できるかは未定ですが、修繕を検討していく。

【議事（4）について】

要旨：事務局から第 4 3 回成田市公民館まつりの開催について説明を行った。その後、次のとおり質疑応答を行った。

(重廣委員)

皆さんに来ていただいて、何かしていただく試みとして、スタンプラリーを実施するほか、ペットボトル飲料を 100 円で販売し、その利益を手伝ってくれる成田市のジュニアリーダーたちにクオカードをお礼として渡す企画が検討されている。

【議事（5）について】

要旨：事務局から成田市インターネット市政モニターアンケートについて報告を行った。その後、次のとおり意見が出された。

(山谷委員)

市政モニターへ登録した人以外の人にもアンケートを取ることは考えているのか。

(事務局)

まずは市政モニターの方を考えている。

(山谷委員)

アンケートを作成したのであれば、市政モニターだけではなく、公民館まっりの来館者や公民館サークルの方にも回答いただいた方が良いのではないかと思う。夏休み期間、15歳の息子が友人と一緒に公民館で何度も勉強させていただいた。学習室は、中学生や高校生などの若い方が利用しており、公民館のサークル利用者とは異なった属性の方が多いため、広く意見を聞けたら良い。また、QRコードでの回答やアンケート用紙の配付なども良いと思う。

(事務局)

市政モニター以外のアンケートのやり方等についても検討していく。

(重廣委員)

問9の選択肢6『もりんぴあこうづや三里塚コミュニティセンターなどの類似施設を利用している』について、もりんぴあこうづや三里塚コミュニティセンターはコミュニティセンターであり、公民館ではないため、類似施設という言い方はすごく迷ってしまう。公民館運営審議会の委員を引き受ける前にコミュニティセンターと公民館の違いがよく分からなかったが、公民館とは、コミュニティセンターとは、ということを勉強してきた者からすると、少し表現を修正していただきたい。

(事務局)

問9の選択肢6の類似施設について、公民館とコミュニティセンターの違いはあるが、貸館業務や学習コーナーを設置しているという意味合いで類似施設と記載させていただいた。表現方法については検討する。

(長澤委員)

山谷委員から提案した、なるべく多くの方にアンケートを回答していただ

くことはとても良いことだと思う。市政モニターに登録している人と公民館まつりの来館者や公民館サークルの方から、回答を集め、分けて集計することでそれぞれの結果を出すことができる。市政モニターアンケートの導入部分について、とても良い文章だと思います。より身近により必要とされる施設であり続けるために進化させていく必要があるなど、凄く共感した。また、重廣委員の発言は大事なことで、選択肢については、コミュニティセンターを利用しているというすっきりとした表現にした方が良いかと思う。

問１７から問２１まで民間事業者関係の設問について、文部科学省から社会教育法２３条において、公民館は民間事業者との関係を全面的に禁止するものではないという通知を出している。地域の状況に応じて公民館も柔軟に対応していく必要があると思う。

社会教育法２３条について、主語は公民館であり、公民館は次の行為を行ってはならないとされている。第一項は、公民館がもっぱら営利を目的に事業を行ってははいけないとされている。その次、特定の営利事業に対して公民館の名称を利用させ、その他営利事業を援助することはできない。公民館では民間事業者の営利事業の利用は制限されてるということは、理解が違ふと思う。

（佐々木委員）

公民館では営利団体に部屋を貸している現状がなく、営利団体の利用を断っているからこの質問が出たのではないのか。

（事務局）

本市では公民館の利用について使用許可基準を定め、適切に対応している。

（佐々木委員）

例えば、公民館で美術教室を行い、生徒を募集し生徒から授業料取る場合、部屋を貸してもらえるのか。

（事務局）

講師がそのような事業を公民館で継続的に行う場合は、お断りさせていただいている。

（佐々木委員）

生徒から授業料を取るのは駄目か。

(事務局)

講師が営利を目的として公民館を利用することは、お断りさせていただいている。あくまでサークルが主体となって社会教育活動を行う場合に限り、一定の範囲内で講師に講師料をお支払いすることは差し支えない。

(佐々木委員)

サークル団体Aが事業をやり、そのサークル団体Aに授業料を払うが、できるか。営利目的とはそういうこと。正直言うと、営利目的の利用は行っても良いと思っている。広く門戸を開いて出してもよいのでは。そういう時に来ているのかなと本心では思っている。例えば、収益の何割かを公民館が賃貸料や場所代としてもらうのは別に問題ないのではないか。だからこの質問良いなと思う。

(多田委員)

他市町村では、公民館での営利目的の利用許可を開始しているところがあるのではないかと。佐々木委員と同様に門戸を開けば、公民館が活性化し、公民館の稼働率が上がるのではないかと考えている。

(佐々木委員)

一般的に多くの市民の方々の意見を聞くと、公共機関がそのようなやり方をしても良いのかと、恐らくクレームが入る。ゆえにその辺が難しいところだと思う。心情からすると公民館にも過渡期が来ていることから、考え方を変えても良いのかと考えている。

(事務局)

長澤委員からご指摘いただいた社会教育法第23条につきましては、おっしゃる通り。ただ、アンケート作成時に他市町村のアンケートを参考にしており、市民向けにできるだけ分かりやすい表現にさせていただいた。

(長澤委員)

設問が分かりやすさを意識したことは分かったが、社会教育法23条のもっぱらの使い方は、公民館がもっぱらやってはいけないということである。大変微妙ですが、文部省時代に民間教育文化産業、例えば塾とか。民間教育文化産業も社会教育であって、公民館の利用ができると当時の文部省が回答したこともあり、今も生きている。

文部科学省の事務連絡の中に、今の時代状況の中で、公民館でお金が色々

と動くようなものをやってはいけないことではない。柔軟に時代に合わせて公民館でできる具体的な事例がたくさん書いてある。例えばキッチンカーを公民館に入れるとか。他市町村でも結構やっている。船橋の公民館まつりで公民館にキッチンカーが来ていた事例もあった。そのため、もっと色々と柔軟にやられた方が良いのではないかと思う。しかし、営利目的の利用については、確かに微妙なこともあるので、できたら公民館長から諮問を受け、公民館運営審議会でも議論したいと思っている。この問題は、微妙で大変難しいことは、私も理解している。

（事務局）

成田市の公民館まつりではキッチンカーの出店を依頼しており、現在3社出店していただくことが決まっている。また、月謝制による生涯学習に資する事業など営利目的での利用を認めている自治体もあると聞いている。

6. その他
議事事項なし

7. 傍聴
傍聴者 5人